

別記  
第1号様式（第14条関係）

### 環境マネジメントシステム導入報告書

( 宛 先 ) 京 都 府 知 事	令和 3 年 8 月 3 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
京都府舞鶴市字北吸1044番地	舞鶴市 舞鶴市長 多々見 良三

環境マネジメントシステムの名称	第4期舞鶴市地球温暖化対策実行計画（独自のシステム）
適用範囲	舞鶴市役所本庁ほか154施設
導入年月日	平成31年4月1日
認証番号	
基本方針	<p>地球温暖化問題は、人類の生存基盤にかかわる最も重要な環境問題であり、その原因は、人間の社会経済活動がもたらした温室効果ガスの増加です。今こそ、私たちは大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活様式を見直し、環境への負荷が少なく持続可能な循環型社会へ転換を図っていく必要があります。</p> <p>舞鶴市では、平成16年6月に「舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画（第1期計画）」（平成16年度～平成20年度）を、また平成21年4月には「第2期舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」（平成21年度～平成25年度）、平成26年4月には「第3期舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画」（平成26年度～平成30年度）を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。</p> <p>この間、国においては「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づき、また京都府においては「京都府地球温暖化対策条例」により、エネルギーの効率的な利用や化石燃料に依存しない事業活動の促進が求められ、一定規模の事業所においては、温室効果ガスやエネルギー使用削減の努力が義務づけられています。</p> <p>こうした動きを踏まえ、平成30年度末をもって終了する第3期計画を改定し、第3期計画までの進捗状況を踏まえ「第4期舞鶴市地球温暖化対策実行計画」（平成31年度～令和4年度）を策定します。</p> <p>この第4期計画は、第2期舞鶴市環境基本計画（平成23年度～平成32年度）のめざすべき環境像「環境にやさしい持続可能なまちづくり」を実現するために、対象を指定管理施設等にも拡大し、温室効果ガス削減と併せて省エネルギーなど環境配慮の取り組みを含めた計画とします。</p> <p>【具体的な取り組み内容】 以下の7つの基本方針を定めて取組を推進 (1) 省エネ・省資源の取組の推進 (2) 施設・設備の省エネ対策 (3) 再生可能エネルギーの導入拡大 (4) グリーン購入、環境配慮契約の推進 (5) 環境マネジメントシステムの運用 (6) その他の環境負荷低減に向けた取組 (7) 職員の環境意識啓発</p> <p>取り組みの内容や状況、実績などを管理・評価し、全職員が活動の成果を認識し、継続的に見直し・改善を行う体制を推進します。</p>
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	舞鶴市の事務事業から排出される温室効果ガスを令和4（2022）年度までに、平成25（2013）年度比20.8%削減する。 【目標排出量】 21,599t-CO2
目標を達成するための取組の内容	以下の7つの基本方針を定めて取組を推進 (1) 省エネ・省資源の取組の推進 (2) 施設・設備の省エネ対策 (3) 再生可能エネルギーの導入拡大 (4) グリーン購入、環境配慮契約の推進 (5) 環境マネジメントシステムの運用 (6) その他の環境負荷低減に向けた取組 (7) 職員の環境意識啓発
目標を達成するための取組の進捗状況	令和2年度の排出量実績は19,380.1t-CO2となっており、目標の排出量を達成している。今後も継続して削減に努める。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	各市施設等における省エネ・節電の取り組みや、施設の設備更新に伴う省エネ機器の導入などにより目標を達成した。
事業活動に係る法令の遵守の状況	二酸化炭素など温室効果ガスの排出量について、半年に1回の確認を行っている。 なお、関連法規について違反及び行政当局からの指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	3ヶ月毎に年度計画の取り組み状況を確認し、推進責任者から点検及び評価の結果について報告を受けている。また、その結果を踏まえ、次年度の取り組み計画を作成している。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。

